

三重県内の最低賃金

「三重県最低賃金」は、原則として県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

三重県最低賃金

時間額 **717 円** (平成 23 年 10 月 1 日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。

また、派遣労働者については、派遣先の地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金名	最低賃金額（効力発生日）	当産業の最低賃金が適用されない者（三重県最低賃金が適用される者）
紡績業	時間額 717 円 (平成 23 年 10 月 1 日) ※ 紡績業最低賃金（711 円）については、三重県最低賃金を下回るため、平成 23 年 10 月 1 日から三重県最低賃金が適用されます。	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇い入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ① 清掃又は片付けの業務 ② 検反、検品、合糸、荷造り又はワインダーの業務 ③ 雑役・その他熟練を要しない業務
ガラス・同製品製造業	時間額 776 円 (平成 23 年 1 月 8 日)	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇い入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ① 清掃又は片付けの業務 ② 賄い又は雑役の業務
銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業 ※ 当最低賃金については、日額と時間額を併記して適用しております。	日額 5,907 円 時間額 739 円 (平成 10 年 12 月 15 日)	(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇い入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ① 清掃、片付け又は雑役の業務 ② 手作業による中子のバリ取り、軽易な組立て、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め又はレットルはりの業務

<p>電線・ケーブル製造業</p>	<p>時間額 796 円 (平成 23 年 1 月 8 日)</p>	<p>(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者</p> <p>(2) 雇い入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>① 清掃又は片付けの業務</p> <p>② 賄い又は雑役の業務</p> <p>③ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務</p> <p>④ 卓上において手作業により又は手工具を用いて行う軽易な検査の業務</p> <p>⑤ 手作業による軽易な巻きかえの業務若しくは包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務</p>
<p>洋食器・刃物・手道具・金物類製造業</p>	<p>時間額 793 円 (平成 23 年 1 月 8 日)</p>	<p>(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者</p> <p>(2) 雇い入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>① 清掃又は片付けの業務</p> <p>② 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務</p> <p>③ 手作業により又は手工具若しくは小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、かしめ、穴あけ、取付け、検数、選別又は材料若しくは部品の取揃えの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）</p> <p>④ 塗装若しくはメッキにおけるマスクング又はさび止めの処理の業務</p>
<p>一般機械器具製造業</p>	<p>時間額 762 円 (平成 15 年 12 月 15 日)</p>	<p>(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者</p> <p>(2) 雇い入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>① 清掃又は片付けの業務</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ② 賄い又は雑役の業務 ③ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務 ④ 手作業により又は手工具若しくは小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、かしめ、穴あけ、取付け又は材料若しくは部品の供給、取りそろえ、結束の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。） ⑤ 塗装品の単純な吊り掛け又は吊り下ろしの業務 ⑥ 塗装若しくはメッキにおけるマスキング又はさび止めの処理の業務
<p>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</p>	<p style="text-align: center;">時間額 781 円 (平成 23 年 1 月 8 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇い入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 清掃又は片付けの業務 ② 卓上において手工具又は小型動力機を用いて行う組線、巻線、端末処理、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、バリ取り、マーク打ち、打抜き又は刻印の業務 ③ 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の供給若しくは取りそろえ、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング、みがき、脱脂、塗油又は運搬の業務 ④ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務 ⑤ 賄い又は雑役の業務
<p>建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業</p>	<p style="text-align: center;">時間額 818 円 (平成 23 年 1 月 8 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者 (2) 雇い入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 清掃又は片付けの業務

	<p>② 賄いの業務</p> <p>③ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務</p> <p>④ 手作業により又は手工具若しくは小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、かしめ、穴あけ、取付け、選別、検数又は材料若しくは部品の送給、取りそろえの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）</p> <p>⑤ 手作業による簡単なさび落とし、塗装若しくはメッキにおけるマスキング又はさび止めの処理の業務</p>
--	---

三重県内の最低賃金の変遷

最低賃金名	年次	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
三重県最低賃金 (発効日)		675 円 (18. 10. 1)	689 円 (19. 10. 27)	701 円 (20. 10. 26)	702 円 (21. 10. 1)	714 円 (22. 10. 22)
紡績業最低賃金 (発効日)		711 円 (16. 1. 16)	711 円 (16. 1. 16)	711 円 (16. 1. 16)	711 円 (16. 1. 16)	714 円 (22. 10. 22)
ガラス・同製品製造業最低賃金 (発効日)		744 円 (18. 12. 15)	755 円 (19. 12. 26)	765 円 (20. 12. 26)	768 円 (21. 12. 29)	776 円 (23. 1. 8)
鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業 最低賃金 (発効日)		739 円 5,907 円 (10. 12. 15)	739 円 5,907 円 (10. 12. 15)	739 円 5,907 円 (10. 12. 15)	739 円 5,907 円 (10. 12. 15)	739 円 5,907 円 (10. 12. 15)
電線・ケーブル製造業最低賃金 (発効日)		763 円 (18. 12. 15)	774 円 (19. 12. 26)	785 円 (20. 12. 26)	788 円 (21. 12. 19)	796 円 (23. 1. 8)
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金 (発効日)		763 円 (18. 12. 15)	773 円 (19. 12. 26)	782 円 (20. 12. 26)	785 円 (21. 12. 19)	793 円 (23. 1. 8)
一般機械器具製造業最低賃金 (発効日)		762 円 (15. 12. 15)	762 円 (15. 12. 15)	762 円 (15. 12. 15)	762 円 (15. 12. 15)	762 円 (15. 12. 15)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (発効日)		747 円 (18. 12. 15)	759 円 (19. 12. 26)	770 円 (20. 12. 26)	773 円 (21. 12. 26)	781 円 (23. 1. 8)
建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品 製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、 その他の輸送用機械器具製造業最低賃金 (発効日)		785 円 (18. 12. 15)	796 円 (19. 12. 26)	807 円 (20. 12. 26)	810 円 (21. 12. 19)	818 円 (23. 1. 8)